

県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書

去る10月18日、東村高江周辺の米軍北部訓練場のヘリパッド建設現場近くで、大阪府警から派遣された機動隊員が、抗議活動の市民に対し「土人」、別の隊員が「シナ人」と発言し、県民に大きな衝撃を与えた。

「土人」は、「その土地に生まれて住みついている人」という意味の他に、人類が生産手段を持たず、自然のままに生活していた「原始時代の土着の未開人種」の意味と侮辱的な表現を表す言葉とされ、我が国では明治32年（1899年）に成立し、98年間続いて廃止された「北海道旧土人保護法」以来死語となっていた言葉が、高江のヘリパッド建設現場で、県外の機動隊員によって発せられた。

この発言に対し県警は素早く反応し「極めて遺憾」と謝罪し、政府でも菅官房長官は「許すまじき事」、松本国家公安委員長「発言は不適切であり極めて遺憾」、金田法務大臣、坂口警察庁長官も「差別発言だ」と認めたが、後日、官房長官は「差別とは断定できない」として、政府の統一見解を示した。

この発言は、国家による強制併合で進められた「琉球処分」、大阪で琉球人が見世物にされた「学術人類館」事件、本土決戦を避ける作戦で唯一地上戦を経験し多くの犠牲者を出し、サンフランシスコ講和条約締結により27年という長い間、アメリカ軍の異民族支配を受ける過酷と苦難の歩みを余儀なくされた事実、また、本土復帰後も続く基地の沖縄への強行配備が進む沖縄の歴史を示すこのような近現代史を学んでいれば、このような差別発言はあり得ない。

私達県民のほとんどが、支持する政党や立場や考えの違いを越えて、この侮蔑的な発言に対し憤っており、快く思っている県民はいないと確信する。

このように今回の差別発言は、大交易時代アジアに雄飛して活躍した我が沖縄の先人たちだけでなく、今を生きる世代や子・孫の次世代を含む沖縄県民全ての誇りと名誉を傷つけ、尊厳への挑戦であり、ウチナーンチユとして到底許す事は出来ないし、二度とあってはならない。

よって、北谷町議会は、今回の「土人発言」が差別発言である事を認識し、誇りを貫き気高く生きる沖縄県民に謝罪するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 国家公安委員長
警察庁長官